

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなたが利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

1 指定介護予防支援事業所の概要

事業所名	南部介護予防支援事業所（南部地域包括支援センター）
所在地	鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間101番地
電話番号	0997-43-5900
事業所の管理者	南部介護予防支援事業所 管理者 鶴田 志保
事業所の指定番号	4608200020
サービスを提供する実施地域	屋久島町域（栗生～永久保）

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	支援が必要な高齢者等に対し介護相談・介護支援計画等を作成することにより、高齢者等が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、支援することを目的とする。
運営の方針	対象者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。その際、心身の状況や環境等に応じて適切なサービスに繋ぐことができるよう多様なサービスと事業所の連携を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公平中立なサービス提供を行う。

3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時15分
休日	土日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

4 事業所の職員体制

職種	管理者	保健師	介護支援専門員	看護師	社会福祉士
員数	1人（兼務）	0人	3人	1人	1人

5 提供するサービスの内容

- （1）利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- （2）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案

し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

6 サービス計画の作成等の業務委託

当事業所は、業務の一部（サービス計画の作成、あなたの居宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する業務）をあなたの了解のもと指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、サービス計画等に関するご相談は、委託先の担当者が窓口となりますので、委託先の事業者名及び担当者等をお知らせいたします。

7 町への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きはセンターの担当者もしくは介護支援専門員に御相談ください。

8 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防マネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、センターに直接介護保険給付が行えない場合があります。その場合は次の利用料をお支払いいただきます。

利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援・介護予防マネジメント費（1月につき）	4、420円
新規に指定介護予防支援・介護予防マネジメントを行った場合の加算	3、000円
委託連携加算部分委託料	3、000円

- (2) 担当者もしくは居宅介護支援専門員が、通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

あなたの希望に応じて、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する手続きを無料で代行します。その場合、複写に要する実費をご負担いただく場合があります。

利用料及びその他の費用は、現金にて、請求日から30日以内にお支払い願います。

9 サービスの中止（キャンセル）等

- （１）利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先（または委託先の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先：屋久島町南部地域包括支援センター

電 話：０９９７－４３－５９００

- （２）介護予防サービス・支援計画書の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- （３）利用者は、１０日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。（契約書４条）

10 福祉用具の利用について

- （１）福祉用具貸与については、「総合事業対象者」「要支援１」「要支援２」の方については、下記の福祉用具が給付の対象外となり、原則ご利用いただけません。

<保険給付の対象外となる福祉用具>

- ・介護用特殊寝台（付属品含む）
- ・車イス（付属品含む）
- ・床ずれ防止／体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・移動用リフト

なお、国が定める条件を満たす方や、協議により給付の対象と認められた場合は、利用可能となります。

11 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

- ① 介護予防サービス・支援計画書の作成
- ② 介護サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付及び委託料の管理
- ⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

12 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族、屋久島町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生したものについてはこの限りではありません。

13 苦情相談窓口

センターが設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。センターが提供したサービスに関する苦情だけでなくセンターが作成した介護予防サービス計画位置づけたサービスに関する苦情も遠慮なく

お申し出ください。

窓口設置場所 屋久島町南部地域包括支援センター

担当者 鶴田 志保

連絡先 ０９９７－４３－５９００

あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関連絡先

鹿児島県国民健康保険団体連合会 電話 ０９９－２１３－５１２２

屋久島町役場健康長寿課介護保険係 電話 ０９９７－４３－５９００

サービス契約にあたり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 8 4 9 番地 2 0
名 称 屋久島町南部介護予防支援事業所
屋久島町南部地域包括支援センター
屋久島町長 荒木 耕治 印

事業所 所在地 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間 1 0 1 番地
名 称 屋久島町南部介護予防支援事業所
管理者 鶴田 志保 印

説明者 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利用者 住所 熊毛郡屋久島町

氏名 印

上記代理人 住所
(代理人を選定した場合)

氏名 印